明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（**総務**六六）　一
○動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令及び動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（**農林水産**五二）　二

〔告　示〕

○アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**公正取引委・消費者庁**五）　三
○消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（**消防庁**五）　四
○日本国に帰化を許可する件（**法務**一一四）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**一三五二～一三六一）　六
○保安林の指定を解除する件（**同**一三六二～一三六六）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一三六七～一三六九）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する告示（**同**一三七〇）　七
○成田国際空港株式会社施行令第六条の規定による地方公共団体及び交付金の額の指定に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**七三八）　八
○高速自動車国道に関する件（**同**七三九、七四〇）　八

〔人事異動〕

内閣　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕　九
労働　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

〔公　告〕

諸事項
官庁
押収物還付関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　一〇

省令

○総務省令第六十六号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）の一部の施行に伴い、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十五日

総務大臣　高市　早苗

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（体制の整備等） **第二十二条の七**　法第三十一条第六項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 ［一～十六　略］ （禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告） **第二十二条の八**　法第三十一条第八項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。 ［一　略］ 二　法第三十一条第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項 イ　電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社（法第三十一条第五項に規定する子会社（同項後段の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に委託した場合における当該子会社（以下この号において「監督対象子会社」という。）ごとの次に掲げる事項 ［(1)～(3)　略］	（体制の整備等） **第二十二条の七**　法第三十一条第五項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 ［一～十六　同上］ （禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告） **第二十二条の八**　法第三十一条第七項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。 ［一　同上］ 二　［同上］ イ　電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社（法第三十一条第一項に規定する子会社（同条第三項後段の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に委託した場合における当該子会社（以下この号において「監督対象子会社」という。）ごとの次に掲げる事項 ［(1)～(3)　同上］